

## 関係省庁に規制緩和要望

### JILS

## 災害時の円滑物流進める

日本ロジスティクスシステム協会（JILS）、西田厚聡会長は、大規模災害で円滑な支援

物流を行うため、一部現行法規の特例措置を国に求めている。

### 16項目で特

### 例を求める

規制緩和要望は、昨年取りまとめた「東日本大震災に関するJILSとしての要望・提言」を基に作成。昨年半ば、国や関係省庁に提出した。

①大規模広域災害が発生した際、被災地へ円滑に支援物資を供給する②社会基盤や産業立地の早急な復旧復興を促進する――などに重点を置き、十六項目に及ぶ特例措置を求める。トラック輸送に関する

### JILSが提出した規制緩和要望（一部抜粋）

要望テーマ	要望内容
空港の発着時間制限の緩和（空港法）	緊急物資輸送時、夜間の離着陸を可能にするため、運用時間制限を緩和する
海上輸送・港湾、漁港、船舶利用の制限緩和（海上運送法など）	緊急輸送時、漁船や漁港を利用した貨物輸送を可能にする
緊急輸送のための燃料供給・補給に関わる規制緩和（消防法など）	社内インタンクの活用、走行中のタンクローリーの活用などで、通常の販売経路以外から燃料供給を可能にする
トラックドライバーの連続運転などに関わる規制緩和（貨物自動車運送事業法）	運転者の過労防止などの措置を確保した上で、連続走行、営業所への帰社に関する管理基準を緩和する
非常用予備発電機の常用利用に関する規制緩和（電気事業法など）	現在、常用と判断される非常用予備発電機の半常用利用を、緊急措置の「非常用」扱いとして求める
企業が自ら実施する緊急車両通行手続きの簡素化（道路交通法、災害対策基本法）	有事の際の緊急通行車両手続きの簡素化など

規制緩和では「ドライバーの連続運転時間制限の緩和、企業が実施する緊急車両通行手続きの簡素化

などを要望した。現状では、ドライバーは所属営業所を出発してから百四十四時間以内に

帰着しなければならない。JILSは「緊急物資輸送は被災地の滞在時間が長く、規則を順守した運

行は困難」と指摘。過労防止などの措置を確保した上で、百四十四時間ルールの緩和を求めた。緊急車両通行手続きの簡素化については、メーカーが独自に支援物資を輸送する際、緊急車両通行許可の手続きが窓口

によって異なることから運用の統一化を要望。さらに燃料不足問題を解決するため、現行法で禁止している社内インタンクの石油販売、タンクローリーからの給油などを認めるよう求めた。

JILSは非常用予備発電機の常用利用、海外から輸入される物資の通関・検査手続きの簡素化、空港の発着時間制限の緩和なども併せて要望しており、担当者は「一定の災害レベルに達した際には、自動的に特例措置が認められる環境を整備することが欠かせない」としている。

（小林 孝博）